

「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」が公表

2023年度の税制改正大綱では、インボイス制度に関する事務負担の軽減措置が盛り込まれた。先月号ではその概要を紹介したが、今回は先ごろ公表された「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」をもとに解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

財務省は2023年1月20日、2023年度税制改正に係る「インボイス制度の負担軽減措置(案)」のよくある質問とその回答(FAQ)を公表しました。税制改正大綱のみでは、実務の運用が明確でなかった点について21問の回答が掲載されています。今回は、公表された振込手数料の実務的な対応について解説します。

【Q1】「少額な返還インボイスの交付義務免除」とは？

財務省が公表したインボイス負担軽減措置に関するFAQでは、免税事業者がインボイス発

行事業者となった場合に、納付する消費税額を売上税額の2割とする「2割特例」や、帳簿保存のみで仕入税額控除を認める「少額特例」、「少額な返還インボイスの交付義務免除」、「登録制度の見直しと手続きの柔軟化」などの適用の留意点が明らかにされました。

このうち「少額な返還インボイスの交付義務免除」については、改正前は返品や値引きによる売上の返還を行う際には、金額に係わらず売手が買手に返還インボイスを交付する義務がありました。改正により税込1万円未満の返品、

(支払手数料で課税仕入)をしているため、改正後は実務の現場ではインボイスの制度に対応できないとの声が多数挙がっていました。この点について財務省は、Q3に記載の通り、一定の要件を満たせば実務上返還インボイスの交付が必要でない処理を認めています。

【Q2】「振込手数料処理の実務的処理」とは？

FAQでは、売手が負担する振込手数料を、会計上の科目は「支払手数料」として処理している場合であっても、消費税法上の取り扱いを売上対価の返還等として売上税額から控除すれば、売手に返還インボイスの交付を免除することが明確にされました(税込1万円未満の場合)。

このため、現在振込手数料を「支払手数料」として経理処理している事業者は、改正後は消費税法上の取り扱いを課税仕入から売上対価の返還に変更する必要があります。(図表2①)

【Q3】会計ソフトの具体的な対応策」は？

会計ソフトには勘定科目ごとに消費税コードが設定されています。支払手数料の消費税コードは、通常は課税仕入として自動的に処理されます。

今回の改正に対応するためには、支払手数料を入力する際にその都度、消費税コードを課税仕入から対価の返還等に訂正する必要があります。毎回手入力で訂正すると煩雑で入力ミスが生じます。

値引き、割り戻しなどの売上に係る対価の返還等については、返還インボイスの交付義務が免除されます。FAQでは、売手が負担する振込手数料相当額を消費税法上、売上値引として処理している場合には、売手の返還インボイスの交付義務を免除すると回答しています。

またFAQでは、少額な返還インボイスの交付義務免除は全ての事業者が対象になることや、適用期限の定めのない恒久的措置であることが示されました。

【Q2】「売手が振込手数料を負担する場合」の会計処理は？

売手が負担する振込手数料の会計上の科目を「売上値引」として処理し、消費税法上の取り扱いを売上対価の返還として処理する場合は、振込手数料が税込1万円未満であれば返還インボイスの交付が免除されます(図表1)。ただし売手は帳簿に、相手先(買手)の名称、値引き金額、年月日、内容を記載する必要があります。

一方、売手が負担する振込手数料の会計上の科目を「支払手数料」として処理し、消費税法上の取り扱いを課税仕入として処理する場合は、売手が仕入税額控除を行う際に、仕入先から立替金の精算書と銀行のインボイスを入手する必要があります。改正前と変更がないと回答しています(図表2②)。

しかし、多くの事業者が前掲のような処理

これを回避するために、例えば支払手数料の科目に振込手数料の補助科目を設定し、その補助科目の消費税コードを対価の返還等に設定しておけば、手入力で消費税コードを訂正する必要がありません。ご利用されている会計ソフトがこのような設定が可能であればぜひお試しください。

*

今回の財務省からのFAQは、経理担当者や税理士等の専門家が財務省に対して質問や要望をした結果公表されました。しかし、インボイスの導入に関しては、まだまだ実務上の課題が山積しており、今後も財務省および税務当局の柔軟な対応が期待されます。

図表 売手の振込手数料の会計処理および消費税法上の取り扱いの違いと返還インボイスの交付義務の免除

No	会計処理 (勘定科目)	消費税法の取り扱い	インボイス	売手の仕訳	
				借方勘定科目 (消費税の処理)	貸方勘定科目
1	売上値引	売上対価の返還処理 (売上税額から控除)	原則 返還インボイスの交付義務あり (税込1万円未満は交付義務を免除)	預金 109,450 売上値引 550 (売上対価の返還)	売掛金 110,000
2①	支払手数料	売上対価の返還処理 (売上税額から控除)	上記と同様	預金 109,450 支払手数料 550 (売上対価の返還)	売掛金 110,000
2②		課税仕入処理 (仕入税額控除)	仕入先から立替金の精算書と銀行のインボイスが必要	預金 109,450 支払手数料 550 (課税仕入)	売掛金 110,000

